

奥州市上下水道事業告示第11号

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年奥州市条例第281号)第5条及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例(平成18年奥州市条例第281号)第5条の規定により、令和5年度に下水道事業受益者負担金等を賦課する区域を次のとおり定める。

令和5年4月3日

奥州市長 倉 成 淳

1 賦課区域

水沢

字土器田、字日高西、字水山、字後田、字大明神、字釜田、字内匠田、字桜屋敷西、
字堰合、佐倉河字鏡田、真城字塚、真城字雷神、真城字高田、真城字中上野、真城字幅下、
真城字杉山下、真城字北上野、真城字東鶴巻、真城字北塩加羅、真城字町屋敷、
真城字町南、真城字垣ノ内、姉体町字北余目、姉体町字稗田下、姉体町字南白山、
羽田町久保、羽田町字粟ノ瀬、羽田町字中袋、羽田町字室ノ木、羽田町字明正、
羽田町字並柳の各字の一部区域

江刺

岩谷堂字耳取、岩谷堂字橋本、愛宕字八日市、愛宕字観音堂沖の各字の一部区域

2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。